


会 議 録

会 議 の 名 称	第2回宍粟市手話言語条例検討委員会	
開 催 日 時	平成27年11月12日（木）午後2時～4時	
開 催 場 所	宍粟防災センター5階ホール	
議長（委員長・会長） 氏 名	委員長 嘉田 真典	
委 員 氏 名	<p>（出席者） 嘉田真典、鳥越隆司、池上陸、藤田敏、八木昌幸、内海英満、春名郷子、尾形治美、門前真弓、溝脇守 （オブザーバー） 教育委員会事務局 世良重信（学校教育課）、原真弓（社会教育課）</p>	（欠席者）
事 務 局 氏 名	健康福祉部 浅田部長、志水次長、福山課長、砂町副課長、和井係長、平瀬主査、柳田主事、後藤設置手話通訳者、草田認定調査員	
傍 聴 人 数	12名	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	<p>（議題及び決定事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例素案について <ul style="list-style-type: none"> ・修正案をパブリックコメントで意見募集を行う。 ・パブリックコメントは12月上旬を目処に調整する。 2. 条例名称について <ul style="list-style-type: none"> ・第3回の委員会で決定する ・市民対象に条例名称の募集について検討する。 3. 手話施策推進会議委員構成について <ul style="list-style-type: none"> ・委員に手話通訳者を加える。 4. 第3回日程について <ul style="list-style-type: none"> ・次回は、平成28年1月21日（木）開催 	

会議経過	別紙のとおり
会議資料等	別紙のとおり
議事録の確認 (記名押印)	(委員長等) 委員長 嘉田 真典 

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
嘉田委員長	<p>1. 開会</p> <p>2. 委員長挨拶</p> <p>本日は第 2 回目の委員会となる。現在、全国各地で手話言語条例が作られている。最近では、大阪府大東市で手話言語条例が可決された。兵庫県でも宍粟市以外で準備を進めている地域があるが、西播では宍粟市が初めてであるため、宍粟市らしい条例を作っていきたいと考えている。今日は議題が 3 点ある。検討をお願いしたい。</p>
事務局	<p>議題に入る前に、確認事項が 3 点ある。</p> <p>まず、プロジェクターの画面について、前は少し見えづらいという意見があったが、今回はいかがか。(問題なし)</p> <p>2 点目、発言時は挙手をしてから発言を願いたい。</p> <p>3 点目、前回の議事録について、修正等の意見はなかった。これでよければ、ホームページに公開するがよろしいか。(異議なし) それでは議題の進行を委員長にお願いします。</p>
嘉田委員長	<p>限られた時間になるが、まとめていきたい。</p> <p>前回の委員会で出た意見を元に、事務局で修正案が提示されている。</p> <p>はじめに、事務局から説明を願いたい。</p>
事務局	<p>前回の委員会では、前文 2 段落目まで協議いただいた。</p> <p>この中で、「音声言語を自然に習得することは難しい」、「音声言語だけでは、自身の持つ力を十分に発揮できない」という 2 つの表現が必要であるとの意見をいただき、素案の見直しを行った。また、地域のろう者の思いとして、四角囲みの下から 3 行目「地域、学校及び職場などで、多くの不便や不安を感じてきた」という文言を追記した。</p> <p>これは、第 2 回委員会前にろうあ協会と打ち合わせを行い、事務局案として「地域及び職場などで、多くの不便や不安を感じてきた」とお示したが、「学校という文言を加えて欲しい。」という協会からの意見を受け、素案の見直しを行ったものである。</p>

事務局	<p>また、「健聴者もろう者を理解する機会が少なく、お互いが十分に分かり合うことができませんでした。」という文章を追加しているが、これまでの健聴者の立場についても条文に加えた。3段落目では、「安心して暮らしていきける地域社会」の「地域社会」を「宍粟市」に変更した。</p> <p>続いて、条文に移る。第2条の題名を「意義」から、「手話の意義」と変更した。第3条第2項の基本理念について、「手話が言語であることを認識し…」という文頭に「市、市民及び事業者」という文言を追加した。</p> <p>第4条の責務については、前回の素案では「手話及び聴覚障害への理解」としていたが、聴覚障害への理解は手話の理解に含まれるという解釈で、「手話への理解」としている。</p> <p>これについては、資料2より「聴覚障害の理解も含めて進めることが大切」と委員より意見をいただいているため、「聴覚障害」の標記についても検討いただきたい。</p> <p>第7条第2項第3号について、前回素案では「意思疎通全般の施策を進める」としていたが、「手話に特化した意思疎通支援者や手話通訳者の配置または拡充及び処遇改善についての施策を進める」という条文に変更した。</p> <p>第8条については、資料4で手話施策推進会議の委員構成案を示しているが、前回素案では委員の構成人数を12人以内としていたが、当会議はより多くの地域の関係者に加わっていただく中で施策を進める必要があるため、20人以内と修正した。</p> <p>委員には、教育現場での普及啓発について更に連携が必要となるため、教育委員会に委員として加わっていただきたいと考えている。</p> <p>以上について、事務局案の修正案を提示する。検討をお願いしたい。</p>
嘉田委員長	<p>早速、前文の確認から始める。事務局から説明があったが、意見はあるか。</p>
池上委員	<p>前文2段落目について、読みづらい点があるので整理してもらいたい。まず、1行目の「認められなかったことや」を「認められず」に変更。次に「音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。」の「自身の持つ力」を削除し、「音声言語だけでは十分に力を発揮することができません」とした方が分かりやすいのではないか。</p>
嘉田委員長	<p>文章的に理解しやすい内容に変わっている。他の箇所でも、意見や分かりにくいところはないか。鳥越副委員長はいかがか。</p>
鳥越副委員長	<p>四角囲みの中、「自然に習得することは」の「は」を「が」にした方が良い。</p>

鳥越副委員長	<p>細かい事だが、「は」が文中にたくさんある。もう1点、3段落目の1行目「手話は」を「手話が」にしてはいかがか。</p> <p>また、先ほど意見のあった箇所「音声言語だけでは十分に力を発揮することができません」というところは、厳密に言えば「力」ではなく「能力」ではないか。</p>
池上委員	<p>意味合いとしては問題ないが、まだ少し読みづらい点がある。3段落目の2行目の「手話が日本語として位置づけられましたが、」のところを、「手話が日本語として位置づけられました。」で1度文章を区切り、「しかし…」と続ける方が良いのではないか。それと「手話に対する理解の広がり」を未だ感じる状況に至っていません。」の、「未だ」の位置を「しかし、未だ手話に対する理解の広がりを感じるに至っていません。」とするほうが読みやすいのではないか。</p>
嘉田委員長	<p>他の委員の方々はいかがか。事務局、これまでで何か問題はないか。無ければ、次に進みたい。前文について意見があれば、後ほど発言いただきたい。引き続き、条文の検討を行う。</p> <p>(第1条 意見なし)</p> <p>次に第2条、これで良いと思うがいかがか。</p> <p>(第2条 意見なし)</p> <p>第3条の基本理念について、第1項目はいかがか。</p>
池上委員	<p>「ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め」とあるが、ろう者はこれまでも日常生活や社会参加に努めている。ここで、文頭にこのような表現が出てくると違和感がある。自立した日常生活や社会参加は、全ての市民の努めではないのか。ろう者だけが努めなければならないという表現が引っかかる。</p>
嘉田委員長	<p>他の自治体の条例では、手話を広めることがろう者の役割としている場合が多い。この条文は、変更した方が良く思う。私たちろう者が社会参加に努めるのは当然のことで、わざわざ明記する必要はないと思う。</p>
事務局	<p>事務局案の第3条第1項は、ろう者が自立した生活を営むことができることと、全ての市民が互いを尊重して助け合い、支え合いながら暮らせる地域社会を作るという大きな目的を基本理念の第1項に掲げたものである。委員が言われるとおり「地域における社会参加に努め」の部分は削除して</p>

事務局	<p>も良いと思う。</p> <p>この基本理念は、ろう者が自立してみんなと一緒に同じような生活が営める社会を目指すということを基本としている。引き続き検討いただきたい。ここで、素案の訂正をお願いしたい。第3条第1項について、「市民相互に」とあるが、正しくは「市民と相互に」となる。</p>
嘉田委員長	<p>第3条第1項について、他にはいかがか。</p>
鳥越副委員長	<p>手話言語条例の中で、「ろう者はこんな生活をすべき。」や、ろう者の自立や社会参加を明記するのは違うのではないか。ここでは「全ての市民に」にろう者も含まれている。「全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる社会をめざす」という表現は良いと思う。これは、手話言語条例を通して、手話が言語であることを認識したうえで行うべきことであり、手話言語条例の基本理念である。</p> <p>それ以外の「ろう者の自立や社会参加」という表現は、池上委員が言われたように、ろう者はすでに努めているため、あえて条文に明記する必要はないのではないか。</p> <p>この修正した第1項を第2項の後に繋いで「手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築することによって、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会の実現を目指すものとする。」と文章を繋げれば、すっきりするのではないか。</p> <p>後の条文で市民や事業者の役割があるので、文頭の「市、市民及び事業者は」をとってしまっても良いと思う。文章が長くなるので簡略化してはどうか。</p> <p>基本理念についての基本的な考え方としては、「手話が言語であるということによって目指すもの」と「この条例によって、どうすれば権利が尊重されるのか」という2点である。</p>
溝脇委員	<p>第3条第1項の「自立した地域生活を営み、地域における社会参加に」を削除して文章を繋いではどうか。</p> <p>それと前文2段落目の中で「必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず」とあるが、「情報を得る」「コミュニケーションをとる」ことが明記されている。しかし、第3条の条文では「情報を得る」ことについての文言はないが、それで良いのか。</p>

事務局	情報の取得については基本理念、責務の中で明記されていない。ただし、第7条第2項第2号の中で、「手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する施策」を規定し、情報取得のために何ができるのか手話施策推進方針の検討項目として規定している。
嘉田委員長	他に何か意見があるか。
事務局	第3条「ろう者が、自立した」のところ、本来は読点が必要なく「ろう者が自立した」となるべきであった。 これは委員より意見があったように、「ろう者が自立した生活を営みなさい」という意味ではなく、ろう者が自立した生活を営み、いろんな方と尊重しながら一緒に共生することのできる地域社会を作っていきましょう」という趣旨で規定している。
嘉田委員長	今、スクリーンに表示されている文章で良いか。
池上委員	第3条第1項の基本理念で「ろう者が」という文言が入るのは、条例としてはやはり違和感がある。副委員長が言われるように、手話が言語であることを認識し、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を作ることによって、ろう者が生活できるという基本理念でなければならない。 ろう者の日常生活について明記するのではなく、条例が何を目指し、それによってろう者がこういう暮らしができるという流れになるほうが良いのではないか。
嘉田委員長	池上委員の意見はいかがか。
内海委員	条文中は「ろう者」とあるが、私は難聴者で手話が使えない。「ろう者」だけではなく「難聴者・聴覚障害者」という文言にしてもらいたい。
藤田委員	聴覚障害者・難聴者とする、難聴者は日本語で生活されていて、ろう者は日本手話で生活しています。ろう者にとっては手話が言語であるため、「ろう者」という文言は加えてもらいたい。
尾形委員	今、藤田委員が言われたように、同じ聴覚障害者でも聴覚の障害により、聞き取りにくい、聞こえないことは同じであるが、難聴者の言語は日本語である。手話言語条例はろう者が使う手話に関する条例であるため、難聴者とい

尾形委員	う文言が入ると意味合いが変わってくる。 また、副委員長が言われたように、先ほど繋ぎ合わせた第3条第1項と第2項の条文を第1項にまとめ、第3項を第2号に繰り上げれば良いと思う。
嘉田委員長	この条例では、「難聴者・聴覚障害者」ではなく「ろう者」と統一するのが良いと考える。手話や要約筆記といった色々なコミュニケーション支援の条例を制定するのであれば「難聴者・聴覚障害者」という表現も良いが、今回は手話に特化した条例なので、「ろう者」に統一した方が良いと考える。 こうした理由から、他市の手話言語条例でも、「ろう者」としていることをご理解いただきたい。
溝脇委員	第3条第1項は、尾形委員が言われたように、「手話が言語であることを認識し…」という流れで始まる方が良いと思う。
嘉田委員長	他に意見はあるか。
春名委員	第3条第1項の「自立した日常生活を営み…」のところは、第1項の文末に「地域社会の実現を目指すもの」とあるので、削除しなくても良いのではないかと。第3項で規定してはどうか。
池上委員	春名委員が言われた第3項の部分については、第1項に含まれているので必要ないと思う。 修正した第1項には主語がないため、「この条例は」を加えたら良いと思う。主語がないのは不自然に感じる。
嘉田委員長	事務局の意見はどうか。
事務局	「共生できる地域社会を目指す」という部分は委員の皆さんの意見が一致していると認識している。第1項の主語について、「市民及び事業者」を残すのか、或いは「全ての市民は」とするのか。誰が認識するのかということを示す方が良いと思う。
池上委員	主語は、「この条例は」とするほうが良いのではないかと。主語に「市民や事業者」が入ると、後に市民、事業者の責務についての条文が出てくるので合わないのではないかと。

事務局	<p>今回、全体の流れについて事前にろうあ協会と相談した。市として今後の取組みを行っていくうえで、市、市民及び事業者それぞれの責務を明記していくことになるため、基本理念に「市、市民及び事業者」という文言を加えた。検討の中で、責務に「市、市民及び事業者」を入れなくても良いという事であれば、それがかまわない。事務局として、条例全体の流れや思いを提案させていただいた。</p>
嘉田委員長	<p>基本理念の主語に「市、市民及び事業者」と入れるかどうか。</p>
鳥越副委員長	<p>第2条の目的の中に基本理念が出てくる。その基本理念とは何かという意味で第3条があるが、第2条と第3条の内容はほとんど同じである。基本理念は手話が言語であることを認識することと、ろう者が権利を持っていること。先ほど提案した「地域社会の実現…」についてはもっと簡潔にしてしまっても良いかもしれない。</p> <p>よって第3条は第1項を「この条例は、手話が…地域社会の実現を目指すものとする。」とし、第2項を「ろう者は…権利を尊重されなければならない」とする。そのために、第4条から規定する責務に繋げるという流れで良いのではないか。</p>
嘉田委員長	<p>基本理念の条文の主語について、「この条文は」で良いか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは次に移る。</p> <p>(第4条、5条、6条についても意見なし)</p> <p>第7条の施策の策定について、意見はあるか。</p>
池上委員	<p>第7条第2項第3号について、意思疎通支援者のための施策を規定しているが、意思疎通支援施策の改善のことではないか。処遇改善については、人に対してより、施策自体の改善と考えるほうが良いのではないか。</p>
嘉田委員長	<p>他の意見はあるか。</p>
鳥越副委員長	<p>第3号を読んでみると、手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援施策の改善で良いか。人だけではなく、意思疎通支援施策そのものの改善なので、項を別に規定した方が良いのではないか。</p>

池上委員	手話通訳者に対する処遇改善と、意思疎通支援施策の改善を別項に分けた方が良いのか。事務局に考えていただく方が良いか。
事務局	事務局としては、第 3 号で意思疎通支援者のための施策を規定していた。第 7 条第 2 項各号をまとめて意思疎通支援施策として解釈していた。
嘉田委員長	このままで良いか。
池上委員	意思疎通支援施策の考え方について、事務局の解釈で問題ないのであればそれで良い。
嘉田委員長	第 7 条はこのままとする。意見がなければ第 8 条へ移る。
事務局	素案では推進会議の構成人数を 12 人としているが、資料 4 のとおり 20 人以内に変更しているため、ご意見を伺いたい。
嘉田委員長	第 9 条について、意見はないか。
池上委員	事務局から 20 人と提案があったが、資料 4 では 18 人となっている。これはどういうことか。
事務局	<p>現段階の案という事で 18 人となっている。他市町の推進会議等の委員を参考に構成を見直した。</p> <p>20 人としているのは、より多くの地域の関係者に参画いただくことが必要であると考え、20 人以内とした。資料 4 の委員構成以外でも、適任者がいれば意見をいただきたい。</p>
嘉田委員長	<p>第 8 条について、他に意見はないか。それでは次に移る。</p> <p>(第 9 条、第 10 条 意見なし)</p> <p>あとは附則だが、これは我々が意見を言う立場ではない。</p> <p>改めて、各条文の意見が出たところで、前文に戻り、各委員に最終的な確認を願いたい。</p> <p>意見がないため、以上について、次回までに事務局にまとめていただくとする。休憩は取らずにこのまま進める。議題 (2) の条例の名称について資料 3 を確認いただきたい。</p>

事務局	<p>条例の名称について、開催通知と併せて意見書で各委員に名称案を伺ったところ、1名の委員より意見があった。網掛けの名称案は、他市町を参考に事務局が作成した。</p> <p>最終的には、第3回の委員会時に決定したい。引き続き意見があれば、各委員より提案いただきたい。</p>
尾形委員	<p>地域によって色々な名称がある。</p> <p>個人的には、シンプルに宍粟市手話言語条例が良いと思うが、「宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例」も良い。</p>
八木委員	<p>第1回目の委員会時に、条例はろうあ者だけでなく、市民みんなのためのものという意見があったので、「みんな」という文言を条例名称に加えた。</p>
嘉田委員長	<p>大阪府大東市は9月に「大東市心ふれあう手話言語条例」という名称で条例を制定した。11月より施行されているとのこと。</p> <p>他の意見はあるか。名称は3回目に決定で良いですか。</p>
事務局	<p>条例名称については、引き続き意見を募集する。最終的に第3回の委員会で決定したい。</p>
鳥越副委員長	<p>名称コンテストを行ってはどうか。時間的な制約もあると思うが、市民を対象に、1か月ほど期間を設けて名称コンテストをすれば、地域的に盛り上がるのではないか。</p>
事務局	<p>第1回の委員会でいただいた意見を踏まえて、素案を作成した。次に委員会で出た意見を元に素案を修正し、パブリックコメントとして市民から意見を募集する。併せて、宍粟市議会で条例案の検討状況について報告を行う。</p> <p>パブリックコメントの際に、名称も含めて募集するという方法があるが、多くの方から意見があると予想している。これを持ち寄って第3回の委員会で最終的な検討をお願いしたいと考えている。条例名称については以上である。</p>
嘉田委員長	<p>他に意見はあるか。議題(3)の手話施策推進会議について、事務局から説明はあるか。</p>

事務局	内容は前述のとおり。会議の構成についても意見があればお願いしたい。宍粟市では、公募委員は委員数の2割と決まっていますので、20人以内とした場合は、4人の公募委員を募集することとなる。
嘉田委員長	委員構成について、池上委員はいかがか。
池上委員	名簿の中で、手話サークル連絡会と手話通訳者が一並びになっているが、分ける必要があると思ういかがか。
事務局	池上委員の言うとおりに、手話サークル連絡会としているのは、地域の支援者団体に委員を委嘱したいと考えている。
池上委員	そうすると、手話通訳者を別に入れる必要がある。地域のボランティアの立場と手話通訳支援事業を行う手話通訳者は立場が別だと思う。
事務局	名簿の1番目と2番目に学識経験者を2人としている。ここに手話通訳者が該当すると解釈していたため、学識経験者の枠で専門的な知識を備えた手話通訳者の方に委嘱を依頼したいと考えている。
池上委員	学識経験者より、名称は手話通訳者のほうが良い。 条例を推進するにあたり、「市民に手話を広げる」とこと、「手話通訳者が情報保障を行う」という2点が推進される必要がある。そのため、手話通訳者という立場を明確にしておくほうが良い。
事務局	委員名簿は、案に示しているものであるため、池上委員の意見も踏まえながら委員構成を検討したい。
鳥越副委員長	参考までに、国の障害者施策は、厚労省ではなくて内閣府で作られる。一つ上の部署から、トップダウン式で色々なことが伝えられている。 そう考えると、手話言語条例がいかにかまいくかは、市役所全体の取組みとしてやっていける企画力が必要。教育・就労・福祉も必要であるが、市の施策全体の企画を担う部署に加わってもらうのも一つの手段である。
嘉田委員長	来年4月から差別解消法が始まるが、法律に対しては、内閣府で検討される。法律の施行を受け、各省庁で対応方針などが作成されている。宍粟市においても、条例推進のために市全体的な取組みとして考えて欲しい。

事務局	委員長、副委員長の言われる通り、条例を制定するにあたり、障害者差別解消法が来年4月から施行される。これは、福祉担当部局だけでなく、行政組織全体、教育委員会、市民、事業者も含めた取組みを進めていくことになる。特に行政は組織全体的な意見を集約し、各部署で責任を持って行動出来る体制作りが求められる。
嘉田委員長	検討事項は以上になるがいかがか。パブリックコメントは12月からと考えて良いか。次回委員会は、パブリックコメント実施後と考えて良いか。
事務局	11月中にパブリックコメントの実施に向け、素案の修正を行う。12月の出来るだけ早い段階で、約1か月間パブリックコメントで意見を募集するので、1月中旬にはその意見を踏まえて素案を修正し、第3回の委員会を開催したいと考えている。その後、2月に最終的な素案の調整を行い、3月議会へ上程を行う。
嘉田委員長	次の委員会は1月以降で良いか。
事務局	これから日程調整を行いたい。1月21日か28日でご都合はいかがか。会場は、プロジェクターの見やすさなどを考慮して同会場でいかがか。
嘉田委員長	異論はない。
事務局	それでは1月21日（木）14時から同会場で開催とする。
嘉田委員長	他に意見はないか。 以上で、第2回委員会を終了する。

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。